

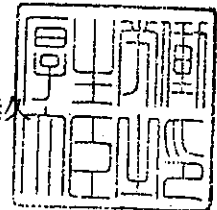


厚生労働省発雇児0627第2号  
平成 28 年 6 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案要綱

## 第一 職場におけるセクシユアルハラスメントの対象者の明確化

被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシユアルハラスメントも、本指針の対象となることを明示すること。

## 第二 ハラスメントの一元的な相談体制の整備

事業主が雇用管理上講ずべき措置のうち、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備について講ずることが望ましい事項及びその具体例として、次の内容を加えること。

職場におけるセクシユアルハラスメントは、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントその他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、例えば、妊娠、出産等に関するハラスメント等の相談窓口と一体的に、職場におけるセクシユアルハラスメントの相談窓口を設置し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備することが望ましいこと。

(一元的に相談に応じることのできる体制を整備していると認められる例)

① 相談窓口で受け付けることができる相談として、職場におけるセクシュアルハラスメントのみならず、妊娠、出産等に関するハラスメント等も明示すること。

② 職場におけるセクシュアルハラスメントの相談窓口が妊娠、出産等に関するハラスメント等の相談窓口を兼ねることを明示すること。

### 第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 適用期日

この告示は、平成二十九年一月一日から適用するものとする。